

資料 1－6

(仮称) 北海道厚田風力発電事業に係る環境影響評価準備書に関する意見 (案)

本準備書及びこれに対する事業者の見解並びにこれまでの審議の内容を踏まえ、当審議会としては、本事業に係る環境影響について一定の評価は認められるものの、環境保全の観点からなお整理及び検討を要する重要な事項が認められる。

このため、当審議会として特に懸念する事項及び配慮が必要と考える事項について、以下のとおり意見を取りまとめる。

1. 総括的事項

- (1) 本準備書及びこれに対する事業者の見解については、各項目に関する追加的な説明が示されているものの、環境影響の低減措置を前提とした整理が中心となっている。

このため、本事業における環境影響と事業計画の考え方、希少種を含む生態系への影響の取扱い及び不確実性を伴う評価結果の考え方については、なお整理すべき課題が残る。

- (2) 本市の「風力発電ゾーニング計画」は、環境保全を優先すべきエリアと風力発電の導入が可能なエリアを段階的に設定し、市域等における風力発電事業の適地誘導を図り、再生可能エネルギー施策を通じた自律的かつ持続的な地域社会の創造を推進することを目的として策定されたものである。

しかしながら、本事業は環境保全エリアを含む計画となっており、当該計画の趣旨及び考え方との関係については慎重な判断が必要である。

特に環境保全エリアにおける事業の検討に当たっては、影響の低減のみならず、回避の可能性を含めて十分に検討される必要がある。

- (3) 本事業の実施区域及びその周辺においては、希少猛禽類の生息及び渡り経路が確認されており、さらに既設及び将来計画を含めた風力発電事業が存在・想定されている。このため、生態系への影響並びに累積的な影響については、広域的かつ長期的な観点を踏まえた検討が必要である。

- (4) 騒音及び超低周波音、風車の影、動植物、生態系、景観、水環境、防災及び廃棄物等の各項目については、単に基準適合の有無のみでは評価しきれない地域特性が存在すると考えられる。

また、各予測及び評価結果には一定の不確実性が含まれており、その取扱いについて慎重な検討が必要である。

- (5) 環境影響の評価に当たっては、事後対応に依存するのではなく、可能な限り事前の回避又は低減を優先することが重要である。
- (6) 本事業については、環境審議会における議論の状況を踏まえると、地域住民の間で様々な意見が存在している状況にあることから、環境影響の評価に加え、社会的受容の観点からの検討が極めて重要である。
- そのため、事業者においては、住民説明の実施状況及び意見の内容を適切に整理するとともに、懸念事項への対応状況及び今後の対応方針を具体的に示し、地域住民に対する丁寧な説明及び情報提供を継続的に行う必要がある。
- また、形式的な説明にとどまらず、懸念事項に対する具体的な対応内容が理解されるよう、実質的な対話を行うことが重要である。
- (7) 住民理解の形成状況及び対応結果については、環境影響評価書において客観的かつ具体的に整理されることが重要である。

以上を踏まえ、本事業に係る環境影響については、以下に示す個別事項に十分配慮し、環境保全上の懸念に対する検討結果及びその根拠が評価書において適切に示されることが必要である。

2. 個別的事項

(1) 立地及びゾーニング計画

ア 対象事業実施区域が環境保全エリアを広く含む計画であることから、当該区域において事業を実施することについて懸念が残る。

特に、立地の回避を行わなかった判断については、疑問や不安が残る。

イ ゾーニング計画は環境保全を優先すべきエリアを設定し、適地誘導を図っていることから、本事業と当該計画との整合性について慎重な検討が必要である。

また、事業者が実施した独自調査結果をもってゾーニング計画を補完又は見直す考え方については、調査規模や評価手法の違いを踏まえると、その妥当性に懸念がある。

(2) 鳥類（多様性及び草原環境）

ア 対象事業実施区域内の鳥類多様性が低いとする評価については、調査地点ごとの植生条件の違いが評価結果に影響している可能性があり、その妥当性に疑問が残る。

また、種数や多様度のみを重視した評価では、希少種の保全上の重要性や生息環境の質及び機能が十分に評価されないことが懸念される。

イ 本地域においては草原環境が重要な生息地となっていることから、種数の多寡のみならず、草原性鳥類の生息環境としての機能及び質を踏まえた評価が必要であり、草地改変により草原性鳥類の生息環境の連続性や利用状況に影響が生じることが懸念される。

ウ 重要種ごとの影響については、影響の程度や評価の前提条件が十分に明らかになっていない点があり、評価結果の妥当性について慎重な検討が必要である。

エ 本事業による影響が他の風力発電事業と重なることにより、移動経路の阻害や生息環境の分断が生じる可能性があり、累積的な影響が懸念される。

(3) 猛禽類

ア オジロワシ等の猛禽類について年間一定数の衝突が予測されていることから、当該衝突が地域個体群及び広域個体群に与える影響が懸念される。

イ 当該影響を許容可能とする考え方については、科学的根拠が十分に示されているか慎重に検証する必要がある。

ウ 検知システムによる影響低減が計画されているものの、検知距離、検知率、停止までに要する時間及び回避可能性に関する具体的なデータや実証例が十分に示されておらず、その実効性については不確実性が残ることが懸念される。

また、当該システムが十分に機能しなかった場合の対応方針や影響回避の確実性についても慎重な検討が必要である。

さらに、検知システムの設置基数、設置位置及びカバー範囲については、未カバー区域の存在や対象種の行動特性を踏まえると、その妥当性に対する懸念があり、影響低減措置として十分な効果が期待できるか慎重に判断することが重要である。

エ 風力発電設備の配置見直しや設置基数の削減等、影響の回避を前提とした対策について検討が十分になされているかについて疑問が残る。

オ 他事業との累積的な衝突リスクの増加についても十分な配慮が必要であり、広域的な観点からの検討が重要である。

(4) 騒音及び超低周波音

ア 騒音の予測について、気象条件、地形条件及び地表面の状況等の変動要因による影響が十分に反映されているか不明な点があり、不確実性が残る。

イ 予測条件における遮蔽物の取扱いについて、その妥当性及び適用範囲に慎重な検討が必要である。

ウ 施設稼働後の騒音及び超低周波音については、苦情発生後の対応に依存するのではなく、必要に応じて事後調査を実施するなど、継続的な環境管理が重要である。

エ 他事業との累積的な騒音影響についても懸念があり、十分な検討が必要である。

(5) 水環境及び防災

ア 集中豪雨等の異常気象時における濁水流出については不確実性があり、水環境への影響が懸念される。

イ 沈砂池の処理能力について、降雨強度の変化及び機能の限界を踏まえた検討が必要であり、十分に機能が確保されるかについて不安が残る。

ウ 河川水量への影響については、地下水への影響にとどまらず、流域全体の水収支及び長期的な水循環の観点から慎重な検討が必要である。

(6) 動物（哺乳類等）

ア シカ及びヒグマ等について、生息環境の改変及び移動経路の変化が行動圏へ影響を及ぼすことが懸念される。

イ 農地への出没等の地域生活への影響についても不安が残る。

(7) 風車の影

ア 風車の影については予測が示されているものの、予測に用いた地形条件、遮蔽物の取扱い及び居住環境との関係について、その前提条件及び適用範囲を整理する必要がある、予測結果の妥当性について慎重な判断が必要である。

イ 影響の程度については、単に年間発生時間の多寡による評価にとどまらず、日照条件、時間帯及び居住環境への影響を踏まえた実態的な影響の程度について整理することが必要である。

ウ 風車の影による生活環境への影響については、苦情発生後の対応に依存するのではなく、事前に影響の回避又は低減を図る観点から配置計画等の検討を十分に行う必要がある。

エ 予測及び評価には不確実性が含まれており、その影響範囲について十分な配慮が必要である。

(8) 廃棄物等（残土処理を含む）

ア 造成工事に伴い発生する残土について、処理方法や処理場所の妥当性を含め慎重な検討が必要である。

イ 残土の区域内処理を行う場合においては、動植物への影響、表土の流出及び降雨時の濁水発生等の環境影響が懸念される。

ウ 残土の堆積による地形改変が水環境及び生態系に与える影響について整理が必要であり、長期的な管理方法及び安全性の確保に関する考え方を明確にすることが重要である。

エ 廃棄物全般について、発生量の抑制、再利用及び適正処理の考え方が重要である。

オ 廃棄物及び残土処理に係る影響評価については、予測及び評価の前提条件並びに不確実性が整理され、その限界及び対応方針が明確にされることが重要である。

(9) 住民理解

ア 住民の間では賛否を含む様々な意見が示されており、地域理解の状況についてはなお慎重に受け止める必要がある。

イ 今後の合意形成の進め方については極めて重要であり、地域住民の意見が適切に事業計画へ反映される仕組みが必要である。